

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>第一条～第二条 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第三条 条例第四条、第五条第三項又は第五条の二の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物表示(設置)許可申請書(様式第一号)を広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置する場所を所管する土木事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が、簡易広告物(広告幕を除く。)又は移動広告物であるときは、この限りでない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する場合は、第九条の三第六項(第九条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告書(電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前三月以内に行つた点検(条例第十二条の三第一項の点検(以下「標準点検」という。)又は同条第二項本文の目視による点検(以下「目視点検」という。)をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)</p> <p>イ 新たに許可を要することとなつた既設の広告物等</p> <p>ロ 建築物等を利用する広告物等</p> <p>3 第一項の場合において、二以上の土木事務所の所管区域にわたり表示し、又は設置する二以上の簡易広告物(表示する内容及び大きさが同一であるものに限る。)に係る許可の申請は、同項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置する場所を所管する一の土木事務所長に一の申請書を提出することにより行</p>	<p>第一条～第二条 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第三条 条例第四条、第五条第三項又は第五条の二の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物表示(設置)許可申請書(様式第一号)を広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は、設置する場所を所管する土木事務所長の長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が、簡易広告物(広告幕を除く。)又は移動広告物であるときは、この限りでない。</p> <p>一 四 略</p> <p>(新設)</p> <p>3 第一項の場合において、二以上の土木事務所の所管区域にわたり表示し、又は設置する二以上の簡易広告物(表示する内容及び大きさが同一であるものに限る。)に係る許可の申請は、同項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置する場所を所管する一の土木事務所長の長に一の申請書を提出することにより行</p>	<p>規定の整理</p> <p>既設の広告物等又は広告物等を既設の建築物・構造物・設備等に取り付ける場合の新規申請時に、安全点検報告書の提出を義務づけるもの</p>

うことができる。

第四条 略

(堅ろうな広告物等)

第四条の二 条例第六条に規定する規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認を受けたものとし、条例第六条に規定する規則で定める期間は、七年間（当該広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の規定による耐用年数をいう。）から、当該広告物等の表示又は設置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を控除した残余の年数が七年を超える場合にあつては、その残余の年数の間）とする。

第四条の三 略

(許可の更新の申請)

第五条 条例第八条第三項の規定により許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書（様式第二号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、点検

を行つた広告物等又は面積が一平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第一号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるものの添付を省略することができる。

うことができる。

第四条 略

(堅ろうな広告物等)

第四条の二 条例第六条に規定する規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定による建築主事

の確認を
建築基準法の改正に伴うもの

第四条の三 略

(許可の更新の申請)

第五条 条例第八条第三項の規定により許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書（様式第二号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、条例第十二条

の三第一項の点検（以下「点検」という。）を行つた広告物等又は面積が一平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第一号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるものの添付を省略することができる。

規定の整理

一 略

二 第九条の三第六項（第九条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告書（電柱類広告以外の広告物等に
あつては、申請前三月以内に行つた点検に係るものに限る。）

三 略

3 略

第六条く第九条 略

（管理者設置義務）

第九条の二 略

2 略

3 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 電柱類広告 次に掲げる者

イ・ロ 略

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定（三級の技能検定を除く。）に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニくへ 略

二 略

（標準点検）

第九条の三 標準点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、標準点検を行わなければならない。

一 広告物等の変更又は改造（条例第九条第一項ただし書に規定

一 略

二 第九条の三第七項に規定する書面（電柱類広告以外の広告物等に
あつては、申請前三月以内に行つた点検に係るものに限る。）

三 略

3 略

第六条く第九条 略

（管理者設置義務）

第九条の二 略

2 略

3 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 電柱類広告 次に掲げる者

イ・ロ 略

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定（三級の技能検定を除く。）に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニくへ 略

二 略

（点検）

第九条の三 点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、点検を行わなければならない。

一 広告物等の変更又は改造（条例第九条第一項ただし書に規定

項ずれ、規定の整理

広告美術仕上げに係る技能検定の級を一級と二級に限定するもの

規定の整理

する軽微な変更又は改造を除く。）

二 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生（条例第十二条の三第二項ただし書の規定により目視点検では十分でない）と知事が認めるときに限る。）

三 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により標準点検を行った場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 標準点検は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

一 五 略

六 付属部材等 次に掲げる項目

イ 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他付属品）の腐食、破損等

ロ 略

七 略

5| 条例第十二条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一・二 略

6| 条例第十二条の三第三項の規定による標準点検の結果の提出は、安全点検報告書（様式第六号の二）により行うものとする。

する軽微な変更又は改造を除く。）

二 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生

三 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により点検を行った場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 点検 は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

一 五 略

六 付属部材等 次に掲げる項目

イ 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損等

ロ 略

七 略

5| 前条第三項の規定は、条例第十二条の三第一項に規定する規則で定める者について準用する。

6| 条例第十二条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 前二号に掲げる広告物等のほか、第一項から第三項までに規定する点検を実施する時期（第二項第三号に掲げる時期を除く。）において、表示又は設置の期間が十年を超えない広告物等で、かつ、条例第七条各号に掲げる禁止広告物でないことを目視により確認した広告物等

7| 条例第十二条の三第二項の規定による点検の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生時に、目視点検が可能な場合を規定するもの

規定の整理

規定の整理

条例で定義したことにより削除するもの

表示・設置十年以内の広告物等の安全点検について、目視確認が可能との規定を削除するもの
安全点検報告書の様式を定めるもの

<p>7 前項の報告書には、次に掲げるものを添付しなければならない。 ただし、標準点検に係る広告物等が、面積が一平方メートルを超える電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの、面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号から第三号までに掲げるものの添付を省略することができる。</p> <p>一 標準点検の実施者が条例第十二条の三第一項に規定する屋外広告士等であることを証する書面の写し</p> <p>二 標準点検後の広告物等の全景及び第四項に規定する広告物等の箇所ごとの状況を撮影したカラー写真</p> <p>三 標準点検の結果、公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常のあつた箇所の修繕前及び修繕後を撮影したカラー写真</p> <p>(目視点検)</p> <p>第九条の四 目視点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、目視点検を行わなければならない。</p> <p>一 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生（前条第二項第二号に規定するときを除く。）</p> <p>二 その他知事が必要と認める事由</p>	<p>3 前項の規定により目視点検を行った場合における第一項の規定</p>
---	---------------------------------------

<p>8 前項の書面には、次に掲げるものを添付しなければならない。 ただし、点検に係る広告物等が電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの（面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるもの）の添付を省略することができる。</p> <p>一 点検の実施者が第五項において準用する前条第三項各号に定める者であることを証する書面の写し</p> <p>二 点検後（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常箇所の改善後）に広告物等の全景を撮影したカラー写真</p> <p>(新設)</p>	<p>一 広告物等の種類及び設置場所</p> <p>二 点検を行った日</p> <p>三 点検の実施者の氏名</p> <p>四 点検箇所、点検項目及び異常箇所の有無</p> <p>五 異常箇所の改善状況（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた場合に限る。）</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p>
---	--

<p>一平方メートル以内の電柱類広告は添付を全て省略できるとするもの</p> <p>点検時のカラー写真提出を義務づけるもの</p> <p>異常箇所の修繕後のカラー写真について、修繕箇所の写真提出を追加するもの</p> <p>規定の整理</p>	
---	--

の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは、「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 前条第四項、第六項及び第七項の規定は、目視点検について準用する。

第十条・第十一条 略

(広告物等を保管した場合の公示の掲示場所)

第十一条の二 条例第十七条の三第一項第一号の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所(土木事務所が地方合同庁舎にある場合にあつては、当該地方合同庁舎とする。以下同じ。)とする。

第十一条の三・第十二条 略

(広告物景観モデル地区における届出)

第十三条 条例第二十一条の五の規定による届出は、広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第十号)又は広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書(様式第十一号)を、当該広告物等を表示し、又は設置する広告物景観モデル地区の区域を所管する土木事務所長に提出することにより行うものとする。

2 略

第十四条・第十八条 略

(講習会等)

第十九条 略

2・6 略

7 屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又は毀損した者は、知事

の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは、「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 前条第四項、第六項及び第七項の規定は、目視点検について準用する。

第十条・第十一条 略

(広告物等を保管した場合の公示の掲示場所)

第十一条の二 条例第十七条の三第一項第一号の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所(土木事務所が地方合同庁舎にある場合にあつては、当該地方合同庁舎とする。以下同じ。)とする。

第十一条の三・第十二条 略

(広告物景観モデル地区における届出)

第十三条 条例第二十一条の五の規定による届出は、広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第十号)又は広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書(様式第十一号)を、当該広告物等を表示し、又は設置する広告物景観モデル地区の区域を所管する土木事務所長に提出することにより行うものとする。

2 略

第十四条・第十八条 略

(講習会等)

第十九条 略

2・6 略

7 屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又はき損した者は、知事

規定の整理

規定の整理

規定の整理

にその旨を申し出て、再交付を受けることができる。

第二十条・第二十一条 略

(帳簿の記載事項等)

第二十二條 略

2 4 略

5 屋外広告業者が条例第三十三条の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

第二十三条・第二十四条 略

(台帳等の整備)

第二十五条 知事及び土木事務所長は、条例又はこの規則による許可、届出等に関し別に定めるところにより台帳等を作成し、整備するものとする。

附 則 略

別表第一 略

別表第二(第八条関係)

一 略

二 条例第五条第三項の許可の基準

略

三・備考 略

別表第三 略

様式第一号 様式第六号 略

にその旨を申し出て、再交付を受けることができる。

第二十条・第二十一条 略

(帳簿の記載事項等)

第二十二條 略

2 4 略

(新設)

第二十三条・第二十四条 略

(台帳等の整備)

第二十五条 知事及び土木事務所長の長は、条例又はこの規則による許可、届出等に関し別に定めるところにより台帳等を作成し、整備するものとする。

附 則 略

別表第一 略

別表第二(第八条関係)

一 略

二 第五条第三項の許可の基準

略

三・備考 略

別表第三 略

様式第一号 様式第六号 略

電磁的記録による保存を行う場合の措置について定めるもの

規定の整理

規定の整理

広生動物等の現況写真等 (第3期)

整理番号	写真	備考
点検時 ①基礎部及び 上部構造部		<ul style="list-style-type: none"> ■異常の有無 有(位置・異常・変形部) 無 ■点検結果の状況
点検時 ②支柱部		<ul style="list-style-type: none"> ■異常の有無 有(位置・異常・変形部) 無 ■点検結果の状況
点検時 ③取付部		<ul style="list-style-type: none"> ■異常の有無 有(位置・異常・変形部) 無 ■点検結果の状況

- 注意
- 1 申請前3月以内に撮影したカメラ写真を添付してください(責任の所在を明記してください)。
 - 2 撮影写真は写真と同様に番号を記載してください。
 - 3 広生動物等の現況により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
 - 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の順次に添付してください。

広告物等の点検写真等

(第4欄)

整理番号	写真	備考
点検時 ①広告板		<ul style="list-style-type: none"> ■異常の有無 有(経路標識・異経路) 無 ■点検結果の状況
点検時 ②照明装置		<ul style="list-style-type: none"> ■異常の有無 有(経路標識・異経路) 無 ■点検結果の状況
点検時 ③行員部材等		<ul style="list-style-type: none"> ■異常の有無 有(経路標識・異経路) 無 ■点検結果の状況

注意

- 1 申請内容が写真に反映したカメラ写真を添付してください(縦向き写真を添付)。
- 2 管理番号は2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途用意の形式に添付してください。

広告物等の原簿写真等

整理番号	写真	備考
項目		
点検後の全景		
(異常箇所ある場合) 修繕前		
(異常箇所ある場合) 修繕後		■修繕時期 年 月

注記
1. 申請書3月以内で撮影したカラー写真を添付してください。(撮影履歴を添付。)
2. 点検前写真は撮影日時を記載してください。
3. 広告物等の種類により、異なる点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に特筆を引いてください。
4. 当該修繕の年月は、「修繕前」「修繕後」に記載し、当該修繕の年月を併記してください。

以下
略

以下
略